

令和8年度 第1回倉吉市青少年問題対策協議会

倉吉市小中学生の生徒指導上の実態等について説明及び協議を行ったあと、倉吉市のいじめ防止基本方針の改訂についての説明及び協議を行いました。

【日 時】 令和8年6月30日（火）11時00分～12時30分

【場 所】 倉吉市役所北庁舎3階A会議室

【内 容】

1 開 会

（1）開会あいさつ

2 説明及び協議

（1）令和7年度のいじめ・問題行動・不登校の状況についての説明

（2）令和8年度のいじめ・問題行動、不登校対策についての説明

（3）倉吉市いじめ防止基本方針の改訂について

3 主な意見

（1）令和7年度のいじめ・問題行動・不登校の状況についての説明

- ・いじめの認知の精度を高めるのはよいが、認知件数が評価指標にならないのではないのか。重大事態が減っているかが大きいのではないのか。
⇒重大事案は近年発生していない（R6, R7）、学校の取り組みの成果。
- ・不安の解消ではなくならないのではないのか。子どもを取り巻く環境要因が多いのでは。
⇒おっしゃるとおり。いろんな支援の場とつなげるようにしていく必要がある。
- ・学校への不安解消より、家庭との連携の取り方が課題。
- ・学校への登校を促すのが一番だと思うが、子どもの学びを保障する取り組みが大事だと思っている。
- ・高校につなげるときに、どう支援していくのか検討していかななくてはならない。
- ・今までの不登校と同じ問題だとは考えにくいし、対応も変えていかななくてはならない。
- ・SNSのトラブルとはどんな内容か ⇒ 誹謗中傷、ネット内での悪口が多い。
- ・小学校では、朝いきなり喧嘩が始まることもある。ゲームのなかでの煽りが原因。
- ・県外の高校生から苦情の電話が学校にかかってきたこともある。

（2）令和8年度のいじめ・問題行動、不登校対策についての説明

- ・スクールソーシャルワーカーは不登校支援以外の支援もあるのか。
⇒不登校対策に大きな役割を果たしているが、学校で生徒の居場所として活躍してくれ
ることもある、場合によっては家庭訪問もしてもらっている。
- ・児童相談所で、虐待の通告がきっかけでアセスをしてみると、障がい、生育歴、経済的な
部分などで生きづらさを抱える家庭がほとんど。
- ・支援を受けていない子が親になって困っている状況がある。
- ・警察は学校機関との連携は、主にスクールサポーターが行う。
- ・警察でも、児童虐待について認知することがある。
- ・警察で事件を認知したあと、対象の子どもが不登校だったというケースもある。

- ・非行防止教室などで、警察として指導していきたい。
- ・不登校といじめの２つの問題が大きな課題だと思うし、グラフを見て多いなというのが率直な印象。
- ・子どもの同級生の親を思い出しても、児童相談所が指摘した家庭に支援が届いてないという印象がある。
- ・いじめはどんな時代もあると思う、重大事態をどう減らすかだと思う。
- ・いろんな取り組みがなされており、一昔前に比べて体制としては整っている
- ・PTA 活動が簡素化されている。集まって話もない
- ・子どもを地域で支えるような取り組みができないか考えている
- ・スクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカーは立場上違いがある。スクールソーシャルワーカーは環境に働きかけられるのが強み
- ・スクールソーシャルワーカーが様々な機関と橋渡しできるといい
- ・保護者さんを支えるしくみが作れないかという点が課題ではないか

【教育長より】

- ・不登校には様々な要因がある。こちらも分析している
ただ、定型的な分類にならざるを得ないのが事実
- ・それぞれの学校の不登校の詳細な調査をしたい
どこにもつながってなくて、家で過ごしている子が心配
- ・社会教育課が愛言葉を出してる。SNS の取り組みもしている
- ・通級指導を、担当者が回って行うように今年度している

(3) 倉吉市いじめ防止基本方針の改訂について

- ・内容に「人権」の言葉が追加されたのはありがたい
- ・同僚性という言葉が一般的ではなくイメージしづらい
- ・旧は模範意識、新は規範意識とあるが誤植なのか
- ・規範意識と言い切ると強い言葉すぎるのではないか
- ・地域住民の協力を得ながらはわかる、地域でいじめをなくすまで言い切ると壮大すぎるのではないか
- ・重大事態の認定についてだが、一般的には被害の全容がわかってから認定されるものではないか
- ・懲戒を加えることがあるとあるが、具体的になんだろうと考える
- ・「重要です」と「行うものです」など表現が色々
- ・組織的な対応など、絶対に取り組む必要があるものは言い切ってしまうといいのではいか
- ・これは県の方針を参照したものか ⇒ そうある
- ・倉吉市はどこに力入れて書いたのかを教えていただきたい
⇒ 県の方針をしっかり押さえること
重大事態の対応をもう少し細かく記載すること
積極的な認知、解消の定義を明記すること
⇒ 新しいものを作ると言うより、もとのものをよりよくするイメージ
- ・県の方針に沿って改訂するということは、一貫性を持ちたいということだろうか
⇒ そうです

- ・ 次回の資料に、抑えどころにアンダーラインを引いたり、焦点化された工夫があれば見やすいかなと思う

【追加意見】

①不登校対策の4つの柱の絵の「未然防止の取組」のなかに、「月3日欠席報告」が書かれている。この仕組みを作られてから随分経つが、どのような効果があったのか知りたい。このことで特段市教委からご連絡をいただいたことはないと記憶している。すでに理由のよくわからない欠席であれば、たとえ1日であっても担任は電話・家庭訪問と動いており、この仕組みが今後も必要と考えられるか教えていただきたい。

②教育長から、不登校の実態を正確に把握したいとお話があった。数字の上だけではわからないとても重要なことであり大賛成である。ただ、紙でアンケートを取るようなお話であったが、不登校児童の状況については、毎月市教委のSSW rが来校され、かなり詳しく状況を説明させていただいている。その内容をまとめられた方が、あらたに紙ベースで実態調査されるより詳しくわかるのではと考える。